

妊婦健康診査の検査項目追加について

1 主な経緯

妊婦健康診査については、平成27年3月31日付けで厚生労働大臣から「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」が公布され、検査項目に「HIV抗体検査」と「子宮頸がん検診」が追加された。これを踏まえ、都内区市町村、東京都及び関係団体が、公費負担の内容等、妊婦健康診査の取扱いについて見直しを行った結果、平成28年4月1日から東京都全域で妊婦健康診査に前記2項目を加える体制となった。

2 妊婦健康診査の概要

妊娠中の母体と胎児の健康を守るために、妊娠の届出をした妊婦に対し、受診票（14回分と超音波検査）を交付し、医療機関での定期健診受診を勧奨するもの。

主な健診項目は、問診、体重測定、血圧測定、尿検査、血液検査（血液型、貧血、血糖、感染症など）、超音波検査等である。

3 追加となる検査項目

(1) HIV抗体検査（血液検査）

1回目の妊婦健診で実施する。

(2) 子宮頸がん検診（細胞診）

原則として1回目の妊婦健診で実施する。受診勧奨時期は妊娠初期である。

4 適用日

平成28年4月1日

なお、3月に妊娠届を提出した妊婦が、4月以降に1回目の妊婦健診を受診する場合は、旧受診票でも公費助成の対象としてHIV抗体検査を受けられる。また、子宮頸がん検診についても、追加交付する受診票により受診可能である。

5 周知方法

平成28年3月1日の東京都広報に妊婦健康診査の検査項目追加について掲載予定であり、区のホームページ、区報（3月25日号）でも同様に周知する予定。

3月に妊婦健康診査の受診票を交付する際には、4月以降子宮頸がん検診が受診可能な場合があることを文書により個別周知するとともに、4月1日以降できるだけ速やかに子宮頸がん検診の受診票を郵送する。

4月1日からは、妊娠届出時に配布する「妊婦健康診査対象者のご案内」及び受診票にて個別周知する。

以上